

生徒心得

生徒は有為な社会の形成者となるため真理と正義を愛し、保健に努め、勉学に精励すると共に、学校社会の立派な形成者として、教師の指導によく従い、生徒間の信義を重んじ、正しい自治の精神を理解し、よりよい校風の樹立に努めること。

【一般】

- 1 本校の生徒は別に定める「頭髪・服装規定」に基づき、登下校時には制服を着用すること。
- 2 「頭髪・服装規定」に定めない細部については高等学校の生徒としての品位を保ち質素、清潔であること。
- 3 職員、外来者に対しては敬意を表し生徒相互間に会釈をする美風を身につけること。
- 4 言葉づかいや態度は丁寧、明快であること。
- 5 欠席をする場合は、必ず保護者が学校・担任へ連絡すること。
- 6 病気のため欠席が1週間以上に亘るときは医師の診断書を添え、前項同様の届けをすること。
- 7 早退をしようとする者は口頭でホームルーム担任に願い出て所定の「早退届け」を担任に提出すること。
- 8 欠課をしようとする者はホームルーム担任に願い出て許可を受けること。
- 9 遅刻をした場合は所定の手続きを経てホームルーム担任に届け出ること。
- 10 忌引きをしようとする者は届け出ること。この区分日数は次のとおりとする。
血族1親等の場合は7日、血族2親等の場合は3日、血族3親等の場合は1日。

【校内】

- 11 教室は常に清潔を保持し校舎の施設、備品、その他の校具についてはこれを愛護し、破損、汚損、落書き等の行為をしないこと。
- 12 割り当てられた区分に従い、毎日校舎内外の清掃を行う。用具は所定の場所に整頓し、防火措置並びに戸締まりを厳重にすること。
- 13 クラス全員は、クラスの運営、管理及び風紀整備、清掃美化等の遂行に積極的に協力すること。
- 14 校内においては教師の指導監督による場合のほかは、一切火気を使用しないこと。
- 15 学校出火及び近火で類焼のおそれがある場合や、その他急迫の事情があるときは、学校の予め命ずる責任区分に従い応急の任に当たること。
- 16 登校後は放課の時間まで校外に出ないこと。外出の必要があるときはホームルーム担任に届け出て、所定の「外出許可証」を所持すること。
- 17 昼食は所定の時間に所定の場所でとること。
- 18 授業中に他の者に対して学習の妨害となる言動をする者があるときは、教室より退去を命ぜられることがある。

19 次の生徒が行う行為はすべて学校の許可が必要。

- (1) 生徒だけの集会
- (2) 宣伝掲示
- (3) 金銭物品の募集
- (4) 校内放送
- (5) 下校時刻及び休業日の体育用具
その他の校内公共物の使用

20 考査期間中は職員室出入りをすることを禁ずる。ただし必要の際は入り口で許可を求める。

21 考査の際は筆記用具以外のものはバッグに入れて廊下に置き、器具の貸借、私語、その他一切の不正行為をしないこと。

22 下校時刻は通常午後6時とし、それまでに教室棟を退出すること。再室は出来ない。

23 所持品には必ず記名し、学業に不必要なものは持ってこないこと。

【校外】

24 通学に際しては交通法規、道徳をよく守り、交通機関を利用する場合は老幼に対する親切を心がけること。

25 家庭にあつては学習に精励すると共に、進んで家業を助け明るい家庭の建設に努めること。

26 夜間外出（午後10時以降は補導の対象）は特別の許可がある場合のほか、原則として禁止する。保護者の指示する応急の外出は例外とする。

27 パチンコ店、ゲームセンター、インターネットカフェ等、不健全な場所への出入はしないこと。

28 海外旅行、登山、キャンプには保護者の承諾を得た上で学校所定の様式の願書を提出し許可を受けること。

29 校外実習を希望する者は保護者の承諾を得た上で学校所定の様式の願書を提出すること。

30 団体結成、参加及び集会の開催参加には関係教師を経て学校所定の様式の願書を提出し、校長の許可を受けること。

服装・頭髪規定

1 制 服

(1) 制服A

- ①冬季は学校指定の学生服を着用する。
- ②学校指定の学生服・シャツ（半袖・長袖）を自由に着用できる。
- ③ズボンのウエストは正しい位置で着用し、シャツ出し、腰パンを禁ずる。
- ④学生服の校章・学年章を必ず付ける。
- ⑤学校指定のシャツの中の下着は、白、黒、紺、グレーのTシャツを着用すること。
（タンクトップ可）。なお、Tシャツは絵柄のついているものを禁止する。
- ⑥学生服を脱ぐ際は、必ず学校指定のシャツ（半袖・長袖）を着用していなければならない。
- ⑦靴下は白・黒・紺・グレーのソックスを使用する。

(2) 制服B

- ①規定のブラウス・ベスト・ブレザーを着用する。
- ②移行期は、冬服用と夏服用を着用できる。
- ③スカート丈は膝の中心よりも短くならないようにする。スカートを曲げない。
※成長することを考えて長めにしてあるスカートについても曲げない。
- ④スカート・ブレザー・ベスト・ブラウスを加工しない。
※スカートには裾に校章マーク、ウエストの下にもマークがあるので、両方のマークが存在しなければならない。
- ⑤制服の下に着用する衣類は華美にならないものとする。
- ⑥学年章は必ず付ける。
- ⑦ボックスコート（防寒着）は、本校推奨のものがあるが、中学時に使用していたものを許可を得て着用してもよい。
- ⑧靴下は白・黒・紺・グレーのソックス、又は黒のタイツを使用する。

(3) 制服C

- ①学校指定のブレザー・スラックスを着用できる。
- ②学校指定のシャツ（半袖・長袖）を自由に着用できる。
- ③ズボンのウエストは正しい位置で着用し、シャツ出し、腰パンを禁ずる。

(4) 共 通

- ①冬季は華美でない防寒着を使用することができる。ただし、防寒着・マフラーは室内では着用しない。
- ②カーディガン、セーターを着用する場合は、学校指定の物を着用すること。

2 靴

- (1) 通学靴は、色、型が華美でない靴を使用する。高価な靴は学校に履いてこない。
- (2) 校舎内は、本校指定のスリッパを使用すること。

3 頭 髪

(1) 男 子

- ①自然な状態で、清潔に保てる髪型であること。
- ②前髪は眉に、横の髪は耳に、後ろの髪は襟にかからないようにすること。
- ③パーマ、脱色、染色等高校生としてふさわしくない髪型は禁止する。
- ④髭を伸ばさないこと。

(2) 女 子

- ①自然な状態で、清潔に保てる髪型であること。
- ②カール、パーマ、脱色、染色、髪飾りなどの髪型は禁止する。
- ③ドライヤーのあてすぎ、ストレートパーマ、染色機能のあるシャンプー等の手入れの段階で赤くなった場合も指導対象となる。
- ④髪が肩より長いものは、1～2つに結ぶこと。（ゴムは黒・紺・茶）

4 化 粧

化粧（ネイル類を含む）及びアクセサリー（指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレット等）は禁止する。

5 共 通

眉そり、眉の脱毛をしないこと。なお、ハサミを使った整えであっても、眉の長さが極端に短く、カミソリで剃ったものと同様である場合は違反とする。

交通に関する規定

1 免許取得について

(1) 原付バイク免許

全学年とも原則として禁止するが、バイク免許の取得は、原付バイク通学者規定2(3)に定められた範囲で、学校長に許可を得た者に限り、長期休業中に取得を許可する。

(2) 自動二輪免許

全学年禁止

(3) 普通免許

- ① 3年生で自宅学習期間でなければ原則として認めない。ただし就職等で遠隔地に行く者及び入社、入学が3月上旬の者については2学期末考査終了後、本人、保護者、担任、生徒部の4者検討の上入校を認める場合がある。
- ② 赤点教科を持っている者は原則として認めない。
- ③ 在学中に自動車学校を修了した場合は、卒業後普通運転免許取得を可とする。

2 通学について

(1) 徒歩の場合

- ① 交通指導員の指示に従うこと。
- ② 歩・車道の区別がある所は必ず歩道を歩くこと。

(2) 自転車通学の場合

- ① 通学距離は設定しない。
- ② 希望者は、所定の「自転車通学許可願」（全学年）を生徒部に提出する。
- ③ 「自転車点検整備（TSマーク）」を受けておくこと。（ただし1年契約とする。）

※自転車通学上の留意事項

① 道路交通法規の遵守

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 二人乗り ○並進の禁止 ○夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

② 整備不良車への乗車禁止。

③ 日没後の無灯火の禁止。（ライトは自動点灯のものを推奨する。）

④ 片手運転（ながらスマホ・傘さし運転の禁止。）※レインコートを着用

⑤ 定められた場所に必ず置く。

⑥ カギは2つ以上付ける。

⑦ 危険性が伴い、安全・安心に使用できないものは不可。

(3) 原付バイク通学生の場合

第2学年から通学距離5 km以上で部活動に加入し交通の便が不便な者。また、通学距離が15 km以上で交通の便が悪い場合に限り許可する（山間部は別途考慮する）。許可に際しては担任、生徒部、保護者、本人で十分検討し決定する。

※原付バイク通学上の留意事項

- ①道路交通法規の遵守
- ②定められた場所に必ず置く。
- ③許可を受けた単車を必ず使用。
- ④指定ジャンパーを必ず着用すること。
- ⑤指定のプレートを付けること。
- ⑥ヘルメットはフルフェイスのものを着用すること。
- ⑦学校行事として企画する交通講話、原付バイク実技講習会は必ず受講すること。

アルバイトに関する規定

- 1 アルバイトを希望する生徒は、原則として以下の条件を満たすこと。
 - ①時数不足や欠点がない生徒。
 - ②学校生活（出席・遅刻・服装）が良好な生徒。
 - ③アルバイトの内容が心身的に過重負担にならず、健全かつ適当なものであること。
 - ④時間は、21時までに自宅に帰宅できること。
- 2 アルバイトを希望する生徒は、アルバイト届を提出すること。
 - ①アルバイト届は保護者の同意のもと記入し、提出すること。
 - ②アルバイトを変更する場合や辞めた場合は報告すること。

生徒特別指導規定

- 1 飲酒、喫煙等をなした者は1週間以上の停学に処する。
- 2 考査の際不正行為があった場合は当該期間の全教科の点数を0点とし、以後の考査を停止し特別指導に処する。
- 3 生徒間に行われた暴力行為又はこれに類する者に対しては、停学又は退学に処する。
- 4 男女間の交際において不適切な行為があった場合は特別指導を行う。
- 5 窃盗その他重大な非行をなした者は停学又は退学に処する。
- 6 無断免許取得（原付・自動二輪・普通乗用車）及び交通違反等は、特別指導を行う。また、自動二輪車の二人乗りも特別指導を行う。
- 7 その他生徒として不適切な行為があった者は特別指導を行う。